

(平成21年3月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年5月から58年9月までの期間及び59年1月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年5月から58年9月まで
② 昭和59年1月から同年9月まで

勤務先の会社が倒産した昭和56年から国民年金の再加入手続を行っていなかったが、58年ごろ、A市の広報無線及び広報誌で、未納期間をさかのぼって納付できることを知り、国民年金の加入手続をした。市役所内のATMでお金を引き出し、申立期間を3回ほどに分割して納付した。未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年ごろ未納期間をさかのぼって納付できることをA市の広報無線及び広報誌で知り、同市役所内のATMでお金を引き出し、申立期間を3回ほどに分割して納付したと述べており、その妻からも同様の証言が得られた。

また、申立人から提出された申立人名義の当時の預金通帳で複数回にわたりA市役所内ATMから預金が引き出されていることが確認できる上、その金額及び日付から、申立期間の保険料を分割納付したと推認しても不合理な点はみられない。

さらに、A市では、申立期間当時から広報無線により同市の広報が行われていたこと、及び広報誌により国民年金の加入勧奨が行われていたことが確認できた。

これらのことから、申立人の主張は具体的であり、その内容に不自然さは見当たらない。

加えて、申立人は、20歳から国民年金保険料を納付し始め60歳で資格喪失するまで、厚生年金保険加入期間及び申立期間を除き、保険料をすべて納付済みである上、その妻は国民年金加入期間すべての保険料を納付済みであ

ることから、夫婦は国民年金保険料の納付意識が高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から50年9月まで
20歳からは、母親が納付していたが、結婚した昭和48年2月から夫婦一緒に納付した。A信用金庫B支店で納付したし、C市役所でも納付したと思う。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び納付に関与しておらず、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、夫婦一緒に国民年金保険料を納付したと主張しているが、C市の被保険者名簿によれば、申立人は昭和51年7月21日に48年1月にさかのぼって国民年金の再取得の届出を行ったことが確認できる上、その時点で申立期間の一部は時効により納付できない期間である。

さらに、申立人の被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳の住所欄には、申立人が保険料を納付したと主張する当時の住所が記載されていないことから、申立内容と矛盾し、申立期間当時に保険料納付があったことを推認することはできない。

一方、申立期間以前の昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料については、申立人が厚生年金保険に加入していたことから、51年10月に還付が行われている。しかし、この還付決議の時点で、申立期間のうち49年7月以降については時効到来前であったことから、過誤納保険料額の範囲内で充当することが可能であり、これを還付したことは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年11月1日まで

A社で加入した上記期間について、脱退手当金の請求をしたことも無いし受領したことも無い。脱退手当金支給済みとなっていることは納得できないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3年1か月後の昭和23年12月15日に支給決定されており、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、申立期間に係る申立人の労働者年金保険被保険者台帳索引票及び厚生年金保険被保険者台帳の氏名は戸籍上の氏名とは異なる氏名が記載され、昭和54年2月まで氏名の訂正がされておらず、申立期間の脱退手当金は訂正前の氏名で請求されたものと考えられることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 3 月 7 日から 10 年 9 月 30 日まで

A社での報酬額は25万円から26万円で手取額は21万円ぐらいであった。しかし、私の厚生年金保険記録では標準報酬月額が17万円となっている。事業主から保険料の過払分の還付も受けており、誤りであると思うので、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち平成9年3月から10年3月までの期間について、給与振込口座の取引履歴調査結果の給与振込額から推認される報酬月額は26万円であり、申立人が事故により休職していた10年4月から同年9月までの期間については、保険会社から申立人に補償金が支払われているが、当該保険会社は補償金額について、事故前3か月分の給与額証明書を基に支払っていると回答しており、その振込額は普通預金取引推移一覧表により月額26万円程度であることが認められる。

また、申立人は、休職していた平成10年4月から同年9月までの厚生年金保険・健康保険料の個人負担分について事業主に控除されたとしており、控除されたとする金額は厚生年金保険・健康保険料の標準報酬月額26万円に相当する保険料額であると認められる。

さらに、平成10年9月分の保険料については、申立人が一度は事業主から

控除されたものの、資格喪失月であり保険料負担が不要となることから、余分に控除したとして、事業主が20年2月21日に33,210円を申立人に還付していることが申立人の預金通帳及び事業主が保管していた振込明細書により確認でき、その還付された額は、標準報酬月額26万円の厚生年金保険・健康保険料個人負担額にほぼ一致する。

加えて、社会保険庁の記録によると、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、資格取得時から定時決定時を通して資格喪失時に至るまで、17万円となっているところ、厚生年金保険の標準報酬月額は、年1回の定時決定及び固定賃金の変動があった際の随時決定以外では改定されないことから、在職中を含め申立期間のすべてについて、事業主が申立人へ還付した保険料額が給与から控除されていたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、資格取得時及び月額算定基礎届共に17万円の記録となっていることから、事業主は、申立人が主張する26万円を標準報酬月額として社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 7 月までの期間、41 年 2 月から 42 年 3 月までの期間及び 61 年 4 月から平成 3 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、平成 3 年 1 月の国民年金保険料納付記録を訂正する必要は無い。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 39 年 7 月まで
② 昭和 41 年 2 月から 42 年 3 月まで
③ 昭和 61 年 4 月から平成 3 年 3 月まで

国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から母親が保険料を納めてくれており、61 年 4 月からは私が保険料を納めていた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間①及び②については、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親も既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 43 年 11 月ごろに払い出されており、その時点では、申立期間①及び②の一部は時効により国民年金保険料が納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間③については、申立人から国民年金保険料の納付方法等について聴取しても記憶が曖昧^{あいまい}であることから、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

加えて、社会保険庁の記録では、平成 5 年 2 月に国民年金保険料と厚生年金保険との重複納付があったとして記録が訂正されており、その際、時効直前の 3 年 1 月の国民年金保険料に充当されていることが確認できることから、申立人は 5 年 2 月時点で申立期間③のうち 3 年 1 月は未納期間であったと認

識していたと考えるのが自然である。

そのほか、申立期間は合計 114 か月と長期間である上、申立人には申立期間以外にも未納期間が見受けられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、平成 3 年 1 月については、社会保険庁の記録では、国民年金保険料が納付済みとなっており、納付記録に問題は無い。

岐阜国民年金 事案 471

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から50年3月まで

私の妻が、昭和49年ごろ、A市役所で国民年金の加入手続を行い、その際、未納となっている20歳からの国民年金保険料を計算してもらい、市役所窓口で現金により一括納付した。納付金額は夫婦二人分で21万円から24万円ぐらいだった。その後は、毎月銀行で納付書又は銀行員の集金により国民年金保険料を納付した。未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年3月ごろに夫婦連番で払い出されており、その時点以後に実施された第3回特例納付の納付金額と申立人が主張する納付金額とは大きく乖離^{かいり}する。

また、申立人は、申立人の妻が昭和49年ごろの加入手続の際に国民年金手帳の交付を受けた記憶は無いと述べており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料をA市役所の窓口で現金により一括納付したと主張しているが、A市役所では特例納付の収納業務を行っていないなど、申立人の主張に不合理な点が見受けられる。

加えて、申立人の妻が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 1 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月から 50 年 3 月まで

昭和 49 年ごろ、A 市役所で国民年金の加入手続を行い、その際、未納となっている 20 歳からの国民年金保険料を計算してもらい、市役所窓口で現金により一括納付した。納付金額は夫婦二人分で 21 万円から 24 万円ぐらいだった。その後は、毎月銀行で納付書又は銀行員の集金により国民年金保険料を納付した。未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 53 年 3 月ごろに夫婦連番で払い出されており、その時点以後に実施された第 3 回特例納付の納付金額と申立人が主張する納付金額とは大きく乖離^{かいり}する。

また、申立人は、昭和 49 年ごろの加入手続の際に国民年金手帳の交付を受けた記憶は無いと述べており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を A 市役所の窓口で現金により一括納付したと主張しているが、A 市役所では特例納付の収納業務を行っていないなど、申立人の主張に不合理な点が見受けられる。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 42 年 3 月まで

私の義母が国民年金の加入手続を行ったと思われ、国民年金保険料は私の義母又は私が婦人会の集金により納めてきた。申立期間当時は資力もあり、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳及びA町の国民年金被保険者名簿には資格取得日が昭和 42 年 4 月 1 日と記載されていることから、申立期間は未加入期間で国民年金保険料が納付できない期間であるほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 42 年 5 月ごろに払い出されているが、申立人は、申立人の義母又は申立人が毎月の婦人会の集金により申立期間の国民年金保険料を納付したと述べていることから、婦人会で国民年金保険料を遡^{そきゅう}及して納付したとは推認できない。

さらに、申立人と夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている申立人の夫も申立期間は未加入期間となっている。

加えて、申立人の義母及び申立人が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、国民年金の加入手続を行ったと思われ、保険料の大半を納付していた申立人の義母は既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 474

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 42 年 3 月まで

私の母親が国民年金の加入手続を行ったと思われ、国民年金保険料は私の母親又は妻が婦人会の集金により納めてきた。申立期間当時は資力もあり、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳及びA町の国民年金被保険者名簿には資格取得日が昭和 42 年 4 月 1 日と記載されていることから、申立期間は未加入期間で国民年金保険料が納付できない期間であるほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 42 年 5 月ごろに払い出されているが、申立人は、申立人の母親又はその妻が毎月の婦人会の集金により申立期間の国民年金保険料を納付したと述べていることから、婦人会で国民年金保険料を遡及^{そきゅう}して納付したとは推認できない。

さらに、申立人と夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている申立人の妻も申立期間は未加入期間となっている。

加えて、申立人の母親及びその妻が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親は既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から同年12月までの期間及び50年10月から51年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年6月から同年12月まで
② 昭和50年10月から51年8月まで

申立期間は、長女及び次女が誕生したころであり保険が無いと困ると思
い、国民健康保険の加入手続をした時に一緒に国民年金の加入手続を行い、
妻の保険料と一緒に金融機関で納付した。申立期間が未納であるのは納得
できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、7か月及び11か月と短期間であるが、申立人は、申立期間の
国民年金保険料の納付時期及び納付金額について、記憶が不明瞭^{りょう}である。

また、申立人は妻の国民年金保険料と一緒に納付したと述べているが、申
立期間の一部は婚姻前の期間であることから、申立人の主張は不合理である。

さらに、申立期間は未加入期間で保険料が納付できない期間であり、申立
人は申立期間以外にも未加入期間が見受けられるなど、申立期間について国
民年金保険料の納付の事実を推定することは困難である上、別の国民年金手
帳記号番号で国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見
当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを確認で
きる関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに証言も得られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断
すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ
とはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から47年12月まで
私が大学を卒業後、実家へ戻り家業を継いでいく上で将来困らないようにと、父親が国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付したと言っていた。明治生まれの厳しい父親にしつけられ一切を父親が仕切っており、父親を信頼してきたので未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親も既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和49年3月の時点では、特例納付によるほかは時効により納付することができないが、特例納付により納付した形跡は無く、申立人自身がさかのぼって納付した記憶も無い。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 198

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年11月26日から20年8月21日まで

A社で加入した上記期間についての脱退手当金を受け取ったとされる昭和21年1月ころは、知人宅で農業に従事していて請求手続は行っておらず、仮に親が代理請求していたとしても私に黙って受け取っているはずがない。退職時、若干の退職金と額面100円のA社発行の債券を受け取った記憶はあるが、退職後は何も受け取っておらず脱退手当金を受け取ったという記録は納得できない。厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（社会保険庁保存の旧台帳）には、脱退手当金が支給されたことを示す記録があり、資格期間や平均標準報酬月額、支給年月日などの具体的な記載がある上、支給金額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿から、厚生年金保険被保険者資格取得日及び資格喪失日が申立人と同じ11人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、8人に支給記録が確認でき、8人全員が昭和21年1月24日に支給決定がされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から事情を聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 3 月 1 日から 47 年 2 月 12 日まで
② 昭和 40 年 3 月 5 日から 46 年 3 月 1 日まで

申立期間①について、社会保険事務所の記録では昭和 46 年 9 月 6 日から 47 年 2 月 12 日まで A 社で厚生年金保険に加入したことになるが、当該事業所に勤務した記憶は無く、40 年 3 月 5 日から 47 年 2 月 12 日まで B 社で勤務していたので、A 社の記録を取り消して、B 社の被保険者として認めてほしい。

申立期間②について、昭和 46 年 7 月 23 日に脱退手当金が支給されているが、請求していない。脱退手当金支給記録を取り消して、年金を支給してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B 社で保管されている社員名簿により、申立人が昭和 46 年 2 月 28 日に当該事業所を離職したことが確認できるほか、雇用保険の記録における当該事業所の離職日が当該社員名簿の離職日と一致している上、同年 9 月 6 日から 47 年 2 月 12 日まで A 社での加入期間が確認でき、両事業所の雇用保険と厚生年金保険の記録が一致する。

また、申立人は B 社を退職したのは、同社 C 本店が新築移転する前であると供述しているところ、当該事業所の社史の抜粋で昭和 46 年 2 月に新築移転した記載が確認できることから、申立内容と矛盾している。

さらに、社会保険事務所で保管されている申立人の退職所得の源泉徴収票（本人交付用）では退職年月日欄に昭和 46 年 2 月という記載が確認できる。

加えて、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、社会保険事務所には、脱退手当金裁定請求書及び裁定伺が保管されており、請求書に申立人の署名、押印があり、裁定伺の送金先は、申立人の当時の住所地の最寄りの郵便局であったことが確認できることから、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱 46. 5. 25」の表示が記されているとともに、申立期間②の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和46年7月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 200

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 8 月 28 日から 38 年 12 月 30 日まで

私は昭和 33 年 8 月から 38 年 12 月まで A 社 B 工場に勤務し厚生年金保険に加入したが、脱退手当金を受けていないので、支給記録を取り消し被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた A 社 B 工場の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性のうち、被保険者期間 2 年以上を有する受給資格者 151 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、84 名に脱退手当金の支給記録があり、そのほとんどが資格喪失日以後 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、同日に支給決定されている者が複数確認できる。また、資格喪失日から 13 か月後に支給決定がされた者も複数の者と支給日が同日となっている上、脱退手当金の支給記録のある同僚は「事業主に手続をしてもらった」と証言していることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の被保険者原票には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」表示が記されているとともに、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 23 日から 39 年 9 月 11 日まで

A社を退職後、脱退手当金支給日とされる昭和 40 年 7 月には結婚準備のため実家に戻っていた。脱退手当金制度も知らなかったし脱退手当金を受け取った記憶も無い。退職時に失業保険は受けたが退職金はもらっていない。脱退手当金支給の記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社において、申立人と同時期に退職し脱退手当金の支給記録がある女性は、「退職時に会社から説明を受け、厚生年金保険被保険者証をもらい、自分自身で請求手続きをした」、「退職時に会社から説明を受け、会社に手続きをしてもらった」、「当時は、皆脱退手当金を受給していたと思う」と証言しており、当該事業所は退職する際従業員に対して脱退手当金の説明を行っていたものと推認できる。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 10 か月後の昭和 40 年 7 月 15 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 10 月から 35 年 12 月まで
② 昭和 36 年 10 月から 41 年 5 月まで
③ 昭和 41 年 6 月から 43 年 3 月まで
④ 昭和 53 年 2 月 10 日から 57 年 5 月 30 日まで
⑤ 昭和 58 年 1 月 9 日から平成元年 12 月 18 日まで

申立期間①及び③はA市B区のC社に、申立期間②はA市D区のE社に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間④及び⑤については、A市F区のG社に勤務したが、社会保険事務所の厚生年金保険の加入記録は昭和 57 年 5 月 31 日取得、58 年 1 月 9 日喪失になっており納得できない。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①から⑤までについて、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料は無い。

申立期間①及び③に係るC社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立期間における申立人の氏名は確認できず、同名簿において健康保険の整理番号の欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

また、厚生年金保険加入記録がある同僚から、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていたとする証言は得られなかった。

申立期間②に係るE社における社会保険事務所の記録は適用事業所として記録は無いほか、当該事業所は個人経営で、申立人自身が事業主であったことを認めていることから、厚生年金保険の被保険者の対象外であったと推認される。

申立期間④及び⑤に係るG社における申立期間④について、申立人は、当該事業所の事業主である配偶者の政府管掌健康保険の被扶養者として昭和53年1月10日から57年6月4日まで扶養認定されていることが確認でき、扶養抹消年月日と申立人の当該事業所の厚生年金保険資格取得の処理年月日が同日であることから、厚生年金保険の加入は無かったものと推認できる。

また、申立期間⑤については、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後の期間であり、申立人は適用事業所ではなくなった理由を倒産したことによるものと供述していることから、事業所としての事業実態が無かったことがうかがえるほか、申立人は、昭和61年4月1日より国民年金に加入しており、62年3月までは全額免除及び同年4月から平成元年10月まで保険料納付していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。